

福岡の野菜特別対策事業実施要領（第4 関連）

1 露地野菜新規生産者育成事業

- (1) 対象品目：露地野菜（トンネル栽培を含む）
（キャベツ、レタス、ほうれんそう、ブロッコリー等）
- (2) 対象者：新規に1品目30a以上導入する生産者
※新規とは過去3年販売を目的とした露地野菜の生産実績がないこと
- (3) 対象経費：新規導入に必要な種苗費、肥料・農薬等資材費
- (4) 補助額：新規導入面積10a当たり5万円
ただし、補助額は1千円未満切捨てとし、1経営体あたり上限25万円とする
- (5) 要件等：新規導入の露地野菜はJA共販とすること
- (6) 添付書類：実施ほ場の配置図及び写真、請求書または領収書の写し等
JA取り扱いを示す資料

2 夏秋果菜新規生産者育成事業

- (1) 対象品目：夏秋果菜（夏秋なす、夏秋とまと、夏秋きゅうり等）
- (2) 対象者：新規に1品目10a以上導入する生産者
※新規とは過去3年販売を目的とした夏秋果菜類の生産実績がないこと
- (3) 対象経費：新規導入に必要な種苗費、支柱、肥料・農薬等資材費
- (4) 補助額：新規導入面積10a当たり10万円
ただし、補助額は1千円未満切捨てとし、1経営体あたり上限30万円とする
- (5) 要件等：新規導入の夏秋果菜はJA共販とすること
- (6) 添付書類：実施ほ場の配置図及び写真、請求書または領収書の写し等
JA取り扱いを示す資料

3 野菜産地課題解決支援事業

- (高温障害対策、電照LEDの導入、連作障害対策、野菜盗難対策等)
- (1) 対象品目：野菜全般
ただし、電照LEDの導入はいちご、連作障害対策はアスパラガスに限る
- (2) 対象者：県内JA、JAを事務局とする組織
ただし、1対象者あたり1課題につき1件とする
- (3) 対象経費：(別表) 補助対象費用に掲げる費用
- (4) 補助率：補助対象費用の1/2以内
ただし、補助額は1,000千円以内で1千円未満切捨てとする。
- (5) 要件等：①取り組む課題が福岡県園芸振興推進会議における品目別重点課題に示されたものであること（野菜盗難対策は除く）
②国や県の補助金の対象にならない事業に限る
- (6) 添付書類：実施ほ場の写真、請求書または領収書の写し等（費用別明細必要）

4 その他

- (1) 補助額：令和7年度 7,000千円
令和8年度 7,000千円
令和9年度 7,000千円 (3カ年合計21,000千円以内)
- (2) 重複支出：この事業の補助金は他の補助金との重複支出はしない